科研費

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 3 日現在

機関番号: 37111 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2013~2014

課題番号: 25780034

研究課題名(和文)婚姻・離婚の国際的承認に関する条約の締結可能性についての研究

研究課題名(英文) Reseach on Ratification of International Instruments on International Recognition of Marriages and Divorces

研究代表者

北坂 尚洋 (KITASAKA, Naohiro)

福岡大学・法学部・教授

研究者番号:60346129

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,800,000円

2年間の研究期間内には、国際家族法に関する基本事項を整理しつつ、オランダやイギリスでの資料収集・情報収集を行う等、同性婚・婚姻類似の関係についての諸外国の最新の法状況を理解することに積極的につとめた。

研究成果の概要(英文): The aim of this research is to explore the ratification of international instruments on the international recognition of marriages and divorces, ie, (1)Convention of 14 March 1978 on Celebration and Recognition of the Validity of Marriage, (2)Convention of 1 June 1970 on the Recognition of Divorces and Legal Separations and (3)Council Regulation (EC) No 2201/2003 of 27 November 2003 Concerning Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Matrimonial Matters and the Matters of Parental Responsibility.

In this research, I have paid speacial attention on the legislation of foreign countries on same-sex marriages and non-marital institutions.

研究分野: 国際私法

キーワード: 国際法学 国際結婚 国際離婚 国際私法 国際民事手続法

1.研究開始当初の背景

これまでの国際私法の研究状況では、 このような状況は、「決して望ましいもの ではなくその発生を防ぐべく対策を講じ るべきではあるが、諸国の国際私法が異 なる現状では避けられないものでもあ る」(木棚照一=松岡博編『基本法コンメ ンタール国際私法』90頁(日本評論社・ 1994年))と考えられていると思われ る。また、戸籍実務では、外国で成立し た婚姻について、実質的成立要件の準拠 法上、取消原因が存在しても、その報告 的届出の受理を拒むことはできないとさ れているし、無効原因が存在しても、市 役所等の窓口でこれを審査することはか なり困難であることから、無効原因が存 在することが明らかな場合を除いて、届 出を受理しても差し支えないとされてい る(佐藤やよひ=道垣内正人編『渉外戸 籍法リステイトメント』215-216 頁(日本加除出版・2007年)等)。こ のため、ある一国で行われた婚姻・離婚 が他国で当然に認められるわけではない ことは、大きな問題とはされなかった。

これまで、私は、外国で成立した婚姻 関係や婚姻類似の関係のわが国での承認 について、「婚姻の挙行及び有効性の承認 に関する条約」(1978年ハーグ条約) 「離婚及び法定別居の承認に関する条

約」(1970年ハーグ条約) アメリカ やスイスの法状況を研究してきた(「外 国で成立した身分関係のわが国での効力 -スイス国際私法における取り扱いについて - 」国際私法年報6号168-196頁(2 005年3月)、「外国で挙行された婚姻 の有効性の承認 - 1978年ハーグ条約及 びスイス国際私法のアプローチ - 」阪大法 学50巻1号167-194頁(2000 年5月、「オーストラリア離婚裁判のわが 国での承認」福岡大学法学論叢54巻1号 1-30頁(2009年6月)、「登録パー トナーシップに関するスイス国際私法の新 規定」福岡大学法学論叢49巻3・4号4 23-446頁(2005年3月)、ウィ リアム・M・リッチマン=ウィリアム・L・ レイノルズ著(松岡博=吉川英一郎=高杉 直=北坂尚洋訳『アメリカ抵触法 下巻 法 選択・外国判決編』279-366、36 7-415頁(2011年1月)等)。ま た、「婚姻事件及び親責任事件の管轄権及 び裁判の承認・執行に関する規則」(ブリ ュッセル a 規則)についても研究をし てきた (「離婚事件の国際裁判管轄権の決 定における管轄原因としての国籍」福岡大 学法学論叢50巻3号1-35頁(200 5年12月)等)。しかし、日本でどのように取り扱うべきかという観点からの立 法だけでは、不均衡な婚姻関係(ある一 国では有効に成立したが他国では認めら れない婚姻関係)の発生は避けられず、 この手法には限界があると思われる。こ のため、根本的な解決のためには、国家 間での協力体制の構築が必要との考えに 至っている。

他方で、ハーグ条約やブリュッセル a 規則は全世界的に普及しているもの姻別に普及しているもの婚姻に書いたものとは、同性婚の関係を直接念頭に置いたも関登録パーシップに関する解し、「民事上の身分に関する解し、「とり、「とり、「の条約では、「の発酵性をは、「の条約では、「の条約では、「の条約では、「の条がと規則をあわせて、「既存の条がと規則をあわせて、「既存の条がと規則をあわせて、「既存の条がと規則をあわせて、「既存の条がと別がある。」という。

2.研究の目的

「1.研究開始当初の背景」で述べた背景より、本研究では、同性婚や婚姻類似の関係も対象として、婚姻・離婚の国際的承認に関する条約の締結の可能性を検討し、提言をまとめたいと考えている。

提言では、既存の条約等の問題点、及び、 既存の条約等にさらに盛り込むべき事項も 指摘したいと考えている(「国際的な子の奪 取の民事上の側面に関する条約(1980 年ハーグ条約)や「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約(1993年ハーグ条約)等で採用されている中央当局間の協力体制の構築は、婚姻・離婚の分野において必要となるかどうかについても検討してみたい。特に、偽装結婚・偽装離婚の防止のために、中央当局間の協力体制は有効に機能するのではないかという仮説を持っている)

3.研究の方法

研究を着実に前進させるため、まずは、これまでに私が研究をしてきた1978年ハーグ条約、1970年ハーグ条約、1970年ハーグ条約、1970年八一グ条約、1970年の場所を関するルールとして妥当である際とので、同性婚や婚姻類似の関係ももの研究の多くの部分は、での研究の多くの部分は、での研究の深化と新たな判例・学説のの関係についてということになる。

その上で、「民事上の身分に関する国際委員会の2007年9月5日の登録パートナーシップの承認に関する条約」「2011年3月16日の登録パートナーシップの財産関係に関する管轄権、準拠法、裁判の承認・執行に関するEU規則提案」について研究してみたいと考えている。

これらの既存の条約等の検討を終了させ た後、婚姻・離婚の国際的承認に関する条 約の締結可能性についてまとめてみる。(1) 男女間の婚姻・離婚に関する妥当な取り扱 い、(2)同性婚や婚姻類似の関係のうち、男 女間の婚姻と同様に取り扱ってよいものと、 同様に取り扱うべきではないものの峻別、 (3)男女間の婚姻と別の取り扱いが必要な ものについては、それをどのように取り扱 うべきか、(4)婚姻・離婚に伴う効力(氏の 変更等の身分的効力、及び、財産制等の財 産的効力)について検討し、婚姻・離婚の 国際的承認に関する既存の条約等の締結可 能性についての提言を行う。提言では、既 存の条約等の問題点、及び、既存の条約等 にさらに盛り込むべき事項も指摘したいと 考えている。

4. 研究成果

国際家族法に関する基本事項を整理しつ つ、本研究を進めた。

野村美明 = 高杉直 = 久保田隆編『ケーススタディ国際関係私法』(有斐閣・2015年1月)を分担執筆し、婚姻・離婚の国際裁判管轄権および準拠法、離婚判決の承認、そして、内縁解消の準拠法に関する基本事項をまとめた(「29婚姻の成立」「30婚姻の実質的成立要件」「31婚姻の方式」「32夫婦財産制」「33輪婚」「46離婚事件の国

際裁判管轄権」、「47 外国離婚判決の承認」。

また、「外国人配偶者が使用する通称氏へ の氏の変更」戸籍時報710号36-43 頁(2014年4月)も公表し、国際的な 婚姻に伴う氏の変更という婚姻の身分的効 力に関係する問題を取り上げて、基本事項の -端を整理した。これは、在日韓国人夫が通 称氏である日本名を永年にわたって使用し、 それが社会生活で定着しているとして、日本 人妻の氏を夫の通称氏へ変更することを許 可した福岡高決平成22年10月25日(家 月63巻8号64頁)についての判例評釈で あり、男女間の婚姻に伴う氏の変更(特に、 通称氏への変更)に関する現行の戸籍実務に ついて論じたものである。このような男女間 の婚姻に伴う氏の変更に関する法理論は、同 性婚や婚姻類似の関係を国際的に承認する 場合に問題となる氏の変更に関する法理論 の基礎となるものである。また、本研究の対 象である「2011年3月16日の登録パ ートナーシップの財産関係に関する管轄権、 準拠法、裁判の承認・執行に関するEU規 則提案」の基礎的研究にもなるものである。

諸外国における同性婚・婚姻類似の関係に 関する立法はさまざまであり、また、年々状 況が変わってきている。実際、研究計画にお いて予想していた以上に、研究期間中、同性 婚を認める国は増加する一途をたどった。そ こで、研究期間内には、オランダやイギリス での資料収集・情報収集を行う等、諸外国の 最新の法状況を理解することにも積極的に つとめた。

研究の最終段階に、同性婚・婚姻類似の関係とハーグ条約(1978年ハーグ条約を含む)の関係について論じた外国語の文献が複数公表された(van Loon, Hague Conventions on Private international law, Same-Sex Marriage and Non-Marital Institutions, M. Piers/ H. Storme/ J. Verhellen eds, Liber Amicorum Johan Erauw 277-294 (2014)等)。これらの論文は、本研究課題と問題意識を同じくする論文であり、本研究課題をまとめるにあたって、これらの論文の検討が不可欠であると考える。今後、これらの論文の検討を踏まえた上で、本研究の成果をまとめようと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 1件)

北坂尚洋(判例評釈)「外国人配偶者が使用する通称氏への氏の変更」 単著 戸籍時報710号(2014年4月)36-43頁[8頁] 査読なし

[学会発表](計 0件)

〔図書〕(計 1件)

野村美明 = 高杉直 = 久保田隆編『ケースタディ国際関係私法』(有斐閣・2015年1月)[北坂尚洋「29 婚姻の成立」62-63頁、「30 婚姻の実質的成立要件」64-65頁、「31 婚姻の方式」66-67頁、「32 夫婦財産制」68-69頁、「33 離婚」70-71頁、「34内縁解消」72-73頁、35 親子関係の成立」74-75頁、「36 親子関係」76-77頁、「37 非嫡出子」78-79頁、「38 代理母関係」80-81頁、「46 離婚事件の国際裁判管轄権」102-103頁、「48 親子関係事件の国際裁判管轄権」106-107頁、「49 相続事件の国際裁判管轄権」108-109頁、香読なし

〔産業財産権〕 出願状況(計 0件)

名称: 発明者: 権類: 種号: 田願年月

出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称: 発明者: 権類: 種等: 日

出願年月日: 取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等 なし

6 . 研究組織 (1)研究代表者

> 北坂 尚洋 (KITASAKA, Naohiro) 福岡大学・法学部・教授

研究者番号:60346129

(2)研究分担者 なし ()

研究者番号:

(3)連携研究者 なし ()

研究者番号: